

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第~~2~~11号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第4条第2項第4号中「及び電話の」を「、電話及び複写機による複写の料金、郵便に関する料金（後納するものに限る。）並びにタクシーの運賃及び」に改め、「支出命令」の右に「のうち、集中的かつ一体的に処理するもの」を加える。

第15条第4項を削る。

第37条第2号中「使用料」の右に「及び複写機による複写に要する費用」を加え、同条第10号及び第11号を削る。

第41条第1項第1号中「及び金額」を「若しくは金額」に改める。

第43条の2第1項第2号中「使用料」の右に「及び複写機による複写に要する費用」を加え、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第18号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第2 1中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第23号までを1号ずつ繰り上げ、第24号を削り、第25号を第23号とし、第26号から第47号までを2号ずつ繰り上げ、第48号を第46号とし、同号の次に次の1号を加える。

Ⅲ 建設局自転車政策推進室自転車企画課長

別表第2 1中第49号を削り、第50号を第48号とし、第51号から第61号までを2号ずつ繰り上げ、第62号を削り、第63号を第60号とし、第64号から第74条までを3号ずつ繰り上げる。

別表第4中「第2号 環境政策局循環型社会推進部循環企画課長」を「第2号 削除」に、「第7号 産業技術研究所企画情報室副室長」を「第7号 削除」に、「第49号 建設局土木管理部自転車政策課長」を「第49号 建設局自転車政策推進室自転車企画課長」に、「第162号 市会事務局調査課長」を「第162号 削除」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式 削除

第4号様式備考以外の部分、第4号様式の2 1備考以外の部分、同様式2備考以外の

部分、第5号様式備考以外の部分及び第14号様式の2備考以外の部分中

「納 を 「様 に改める。  
」

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(会計室)